

# 令和6年度 舞台芸術鑑賞機会創出事業 実施要綱

## 1 趣旨

県内の文化施設において、音楽・演劇等の有料公演を行う際に一定数の座席を学生向けに無料招待席とし、青少年の舞台鑑賞機会や県内アーティストの活動機会を提供することにより、ポストコロナ社会における芸術文化活動の支援を行うことを目的として「舞台芸術鑑賞機会創出事業」を実施する。

## 2 助成対象者

- (1) 県内の文化ホール等（市町立・民間立のホール、伝統文化施設等）の設置者・指定管理者
  - (2) 公演を主催する実行委員会（会場となる文化ホール等を実行委員会の構成員に含むこと。）
- ※ 原則として1事業者につき1事業を助成対象とする。

## 3 助成対象事業（助成要件）

文化ホール等又は実行委員会が主催・共催となり県内で行う公演で、以下に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 一般公開の音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等の有料公演で、予定座席の20%又は50席の少ない方以上を学生（小、中、高校、大学生等）向けの無料招待席とすること。
- (2) 次の要件をすべて満たすホール等で実施すること。
  - 収容人数が100人以上かつ床面積が150㎡以上であること。
  - 着席で鑑賞するレイアウトであること。
  - 公演にあたって飲食を伴わないこと。
- (3) 主な出演者が次の①又は②の要件に該当する者又は団体であること。

公演の実施のために一時的に結成するグループ等にあつては、主な出演者の1/2以上の者が①又は②の要件に該当する者であること。

  - ① プロ<sup>※1</sup>として概ね1年以上の芸術文化活動の実績があり、かつ兵庫県を主な活動拠点としている<sup>※2</sup>者又は団体。
    - ※1 「プロ」とは出演報酬を得て公演等で実演を行う者をいう。ただし、これに該当する者であっても、児童・生徒・学生は除く。
    - ※2 「兵庫県を主な活動拠点としている」とは、個人の場合は兵庫県内に在住していること、団体の場合は代表者又は団体規約等に定める事務局の所在地が兵庫県内であること。かつ、個人・団体の場合ともに、直近1年間において県内での継続した活動があること。
  - ② 兵庫県又は公益財団法人兵庫県芸術文化協会が設ける賞（芸術文化に関する賞）を受賞した者又は団体
- (4) 同一事業において、行政機関等から他の補助金等の支援を受けていないこと
- (5) 令和6年4月から令和7年3月の間に公演を実施すること

◆助成対象事業とならないものの例

- プロではない者又は団体が実施する事業
- 兵庫県を主な活動拠点としていない者又は団体が実施する事業
- ワークショップ等参加者体験型事業
- 芸術文化の振興に寄与しないとみなされる事業
- 政治的・宗教的活動を目的としているとみなされる事業
- 宣伝や営利を目的としているとみなされる事業
- ヒーロー、キャラクターなどによるアトラクション公演
- 大衆演劇や歌謡ショーなどの大衆芸能（落語を除く。）
- 暴力行為、迷惑行為のおそれのある事業
- その他助成にふさわしくない事業

4 助成対象経費等

(1) 助成対象経費（※の経費は、外部に発注する場合に限る。）

項目	具体例
出演料	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料 等
音楽費	作曲・編曲料、楽譜借料、調律料 等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料 等
舞台費	大道具料、小道具料、舞台制作費、衣装 等
設備使用料※	音響設備使用料、照明設備使用料、舞台装置等使用料等
技術人件費※	設備使用に伴う技術人件費 等
運送費※	楽器運搬費、道具運搬費 等
広報費	ポスター、リーフレット、プログラム作成費 等 「兵庫県芸術文化協会助成 舞台芸術鑑賞機会創出事業」と記載があるものに限る。ただし、告知チラシについては、学生（小、中、高校、大学生等）を無料招待する旨の記載があるものに限る。
会場運営人件費	受付・会場整理等に伴う人件費 等

◆対象とならない経費

- 助成対象経費であっても、助成対象期間外に支払った経費
- 助成対象経費であっても、実績報告において領収書等により支払いが確認できないもの
- 団体の財産になり得る物の購入や製作経費
- 団体運営の恒常的経費（人件費、事務費等）
- 用途の証明が困難な経費（コピー代、事務用品代、郵送料、ガソリン代等）
- 会場使用料
- レセプション、パーティー等の経費
- その他社会通念上公金で賄うことが適当ではない費用

(2) 助成額

対象経費の1/2（千円未満切り捨て、上限額：50万円）以内で、兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が決定した額

## 5 申請に係る手続等について

### (1) 申請

助成を希望する者は、次により申請書類を提出する。

- ① 締切日 : 令和6年3月15日(金)まで ※必着
- ② 申請方法 : 電子メール、郵送、持参
- ③ 申請先 : 公益財団法人兵庫県芸術文化協会 文化振興部事業第1課  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3  
TEL:078-321-2002/FAX:078-321-2139 (平日9:00~12:00、13:00~17:30)  
メールアドレス : butai@hyogo-arts.or.jp
- ④ 提出書類(様式は協会ホームページよりダウンロード可)
  - ア 令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業実施申請書(様式1)
  - イ 令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業出演者概要(様式1-2)  
公演の実施のために結成する一時的にグループ等にあつては、主な出演者ごとに作成し、助成要件(3(3)参照)に該当していることを明示すること。
  - ウ 令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業収支予算書(様式2)
  - エ 団体の会則等及び構成員名簿(実行委員会が申請する場合)

### (2) 助成決定

協会は、(1)により提出された書類を審査し、助成の可否及び助成金額を決定し、「令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業実施決定について」(様式3)により申請者に通知する。

### (3) 助成事業名の記載

- ① (2)により助成決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、告知チラシやプログラム等の印刷物に「兵庫県芸術文化協会助成 舞台芸術鑑賞機会創出事業」と記載すること。
- ② 告知チラシには学生(小、中、高校、大学生等)を無料招待する旨を記載すること。ただし、助成決定前に告知チラシを作成済みであるなど表示が難しいときは、ウェブサイトやSNS等の代わる媒体への記載でも可とする。

### (4) 助成内容の変更又は中止

助成対象者は、事業を中止又は事業内容を変更する場合は、事前に「令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業中止(変更)等の協議について」(様式4)により協会に協議する。

### (5) 助成内容の変更又は中止の承認

協会は、(4)により提出された書類を審査し、協議内容が妥当と認めたときは、「令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業の中止(変更)の承認について」(様式5)により助成対象者に通知する。

### (6) 実施報告

助成事業が終了したときは、助成対象者は事業終了後30日以内又は令和7年4月4日(金)のいずれか早い日までに下記の書類を協会に提出する。

- ① 令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業実施報告書(様式6)
- ② 令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業収支決算書(様式7)
- ③ 公演の記録写真
- ④ チラシ(当事業名と学生向け無料招待の記載があるもの)
- ⑤ 公演プログラム等(助成事業名の記載がある印刷物)
- ⑥ 対象経費の領収書等(写し)(名宛人、発行者、発行年月日、経費内容が明記されていること)

(7) 助成額の確定

協会は、(6)により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が適正に執行され、事業成果を認めるときは、助成決定額の範囲内で助成額を確定し、別紙「令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業にかかる助成額の確定について」（様式8）により各助成対象者に通知する。

なお、確定する助成額が(2)により決定した金額と同額であるときは、通知を省略する。

(8) 助成金の支払い

協会は、助成対象者から提出される「助成金請求書」（様式9）に基づき助成金を支払う。

(9) 助成決定の取り消し

協会は、助成対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定を取り消すことができる。その場合は、「令和6年度舞台芸術鑑賞機会創出事業助成金決定取消通知書」（様式10）により助成対象者に通知する。

- ① この要綱の規定に違反したとき
- ② 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
- ③ 助成決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- ⑤ 暴力団等であるとき

## 6. 不可抗力による事業中止への措置

地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など助成対象者の責めに帰すことのできない事情により、助成事業の全部又は一部が中止となった場合、当該事象が発生した時点ですでに執行済みの経費については、助成対象とすることができる。

## 7. その他

この要綱に定めのない事項については、県及び協会の協議により決定する。